保護者　様　　令和２年５月２６日

分散登校期間中の新型コロナウイルス感染症対策の方針について

群馬大学共同教育学部附属小学校

○　本方針は６月１２日（金）まで適応します。
○　政府方針や前橋市，近隣市町村等の状況に応じて，内容や期間の変更を随時行います。
○　児童の基礎疾患等を把握し，一人一人の実情に応じたきめ細やかな対応をしていきます。

１．学校生活の送り方について

・６月１日（月），２日（火）に健康チェックカードを紙で配布し，継続して児童の健康観察を行います。
・いわゆる「３密」を防止し，手洗いの徹底や飛沫感染等の予防を指導します。
・児童・教職員は，外での体育授業を除き，常時マスクを着用します。

(1) 登下校

・分散登校期間中は，自家用車による登下校を許可します。
・校庭を駐車場として開放し，登校しない学年の教職員が対応します。
・連絡帳等に明記していただいた通学方法や時間，バス停等は，朝のうちに確認します。
・やむを得ない事情により時間通りに登下校できない場合には，学年別に特別教室等を開放して対応します。

(2) 朝の会・朝行事

・健康チェックカードや検温により健康状態が確認されるまで，教室外への移動はしません。
・体温37.5℃以上の児童は早退とし，別室にて待機させ，迎えを待つように指導します。
・児童が不調を訴えた場合は，体温等にかかわらず，早退扱いとします。
・ハンカチ・マスク（予備ハンカチ）の持参をチェックし，指導します。
・全校朝会，児童朝会，運動朝会，学年朝会等の集団朝行事は行いません。

(3) 授業

・「新型コロナウイルス感染症についての正しい知識」について指導します。
・教室での授業実施を基本とし，特別教室を使用する際は，換気や消毒を行います。
・教材・教具等の貸し借りはしないよう指導します。
・メディアルームや体育館は，一度に１学級のみの使用とします。
・学習内容は，昨年度３月から今年度５月までの学習内容の確認を中心に行います。
・体育の授業では，保健の内容を優先します。また，運動の際は準備運動を入念に行い，接触のない内容を行います。
・音楽の授業では，歌唱や楽器の共用を避け，鑑賞活動を中心とします。
・理科の授業では，児童同士が近距離で行う実験・観察を行いません。
・図画工作科の授業では，共同制作等による表現や鑑賞の活動を行いません。
・家庭科の授業では，調理実習は行いません。
・学級の係や委員会等は，分散登校の解除後に決定します。

⑷ 休み時間・昼休み

・分散登校期間中は，原則，外遊び等ができる休み時間の設定は行いません。

・学級活動等で校庭で遊びを行う場合は，使用割り振り表を基に密集のないようにします。

・教室に入る前に必ず手洗いをするよう指導します。

・不要不急の校内の移動は，控えるよう指導します。

⑸ 給食について

・６月１２日（金）までは，給食の提供はしません。

・給食の配膳，会食，下膳等の方法については，給食再開前に改めてお知らせします。

・給食提供時は，給食着を共用せず，各自で用意したエプロン，三角巾を使用する予定です。

⑹ 清掃活動

・分散登校期間中は，教職員が行います。

・ティッシュごみ等の感染の可能性があるごみは，蓋つきのごみ箱に捨てるよう指導します。

⑺ 特別活動

・委員会活動やおはよう活動は，この期間中は行いません。

・クラブ活動や朝の読み聞かせは，この期間中を含め１学期間は行いません。

⑻ 行事

・身体測定は，この期間中は行いません。再開後の状況をみて，後日実施します。

・各種行事の実施方法は，各学年が「３密」を回避するよう計画します。

⑼ 合唱団・合奏団

・集まっての活動は行いません。

・自主練習用のプリントを配布する予定です。

・団員募集や本格的な練習再開の時期は，後日改めて連絡します。

⑽ 環境整備について

・換気は，教室の対角線上の２か所を開放し，常時維持します。

・使用教室や水道等は，教職員が正午と放課後の２回，塩素ふき取り消毒を行います。

・「身体的距離」を維持し，机の間は１ｍ以上の距離を確保するよう努めます。

２．欠席の際の扱いについて

・分散登校期間中，事情により登校できない児童は，欠席扱いにはしません。

・分散登校期間中，事情により登校できない児童には，学習内容を担任からお伝えします。

・登校日ではない日は，これまでと同様に家庭学習用の課題を用意します。

３．ご家庭へのお願い

・引き続き，規則正しい生活習慣の維持に努めてください。

・ご家族全員の健康観察を続け，症状がある場合には登校を控えてください。

・友達の家に遊びに出かける等，不要不急の外出は，控えるようお声掛けください。

４．その他

・教職員は，継続して健康観察を行い，定期的な手洗いやマスクをして授業を行います。

・教職員は，不要不急の外出や「３密」となる場所への出入りを控えます。

・６月１５日（月）からの対応については，感染の状況を見極めて改めてお知らせします。